

〔備考〕

## 外交関係の回復に関する書簡について

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府は、それぞれ、日本国外務大臣からドイツ外務大臣にあてた千九百五十二年四月十一日付の往簡及びドイツ外務大臣から日本国外務大臣にあてた同日付の来簡をもつて、サン・

フランシスコで署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日に両国間における正常な外交関係を回復することに決定した旨を相互に通報した。